

(仮称) 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための 取組の促進に関する条例の骨子案

I 目的

[手段] 大気汚染防止法第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関し、千葉県の特性に応じた必要な措置を定め、当該取組を促進する。

[直接目的] 光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図る。

[究極目的] 県民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

【趣旨】

- 1 本条例の目的を明らかにするものです。すなわち、大気汚染防止法が同法による揮発性有機化合物排出施設に対する排出濃度規制と適切に組み合わせることを期待した事業者の自主的取組に関し、本県の実情に合わせた必要な措置を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質（SPM）の生成の抑制を図ることを明らかにしました。これにより、究極的には、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図ろうとするものです。
- 2 本県は、光化学スモッグ注意報の発令日数が、全国でもワースト上位で推移している等の特別な実情を抱えています。よって、県民の健康と生活環境を考慮した場合、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図るため、事業者の自主的取組を一層促進する必要があると考えられます。
- 3 本条例は、事業者の自主的取組を促進しようとする大気汚染防止法の趣旨を踏まえ、これを一層促進させるための本県独自の制度を創設した自主条例です。

【 背 景 】

1 「大気汚染防止法第 17 条の 2」の考え方（ベストミックス）

国は改正大気汚染防止法に係る揮発性有機化合物（VOC）排出抑制に当たって、事業者の自主的取組を評価し、促進することを基本とし、法規制は限定的に適用するという、従来の公害対策にない新しい考え方に基づいて、双方を適切に組み合わせて相乗的な効果を発揮させる（政策のベスト・ミックス）こととし、大気汚染防止法に（施策等の実施の指針）第 17 条の 2 を加えました。

大気汚染防止法（抜粋）

第 2 章の 2 揮発性有機化合物の排出の規制等
（施策等の実施の指針）

第 17 条の 2 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、この章に規定する揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

2 千葉県の独自の実状の概要

- ① 光化学オキシダントによる環境基準の達成状況については、極めて低い水準で推移しており、昭和 62 年度以降達成率 0% を継続しています。
- ② 光化学スモッグの注意報は、平成 16 年度及び 17 年度は 28 日間発令されており、平成 14 年度には 28 年ぶりに光化学オキシダント警報も発令されています。また、光化学スモッグ注意報の発令日数は毎年全国上位の状況が続いています（表 I-1 全国の光化学スモッグ注意報発令日数（上位 3～4 都府県））。
- ③ 光化学スモッグによる健康被害届出者数は昭和 40 年代後半ほどではないものの、依然として多い年度で 200 人を超えています。
- ④ 光化学オキシダント濃度の年間平均値についても、近年漸増の傾向であり、改善が見られない状況にあります。
- ⑤ 浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況については、近年改善の傾向にあり平成 17 年度は 99% に達しています。しかしながら、年度による変動が大きく、不安定な状況にあります。

表 I-1 全国の光化学スモッグ注意報発令日数（上位 3～4 都府県）

平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
日数	都府県	日数	都府県	日数	都府県	日数	都府県	日数	都府県
30	埼玉県	21	千葉県 埼玉県	19	埼玉県	28	千葉県	28	千葉県
23	千葉県 東京都	19	東京都	14	茨城県 大阪府	23	埼玉県	26	埼玉県
20	大阪府	15	群馬県	11	千葉県	18	東京都 茨城県	22	東京都

3 千葉県炭化水素対策指導要綱により行政指導してきた経緯の概要

千葉市以南の京葉臨海部に立地する主要工場に対しては、昭和60年4月1日から公害防止協定により、また、野田市（旧関宿町を除く。）から富津市に至る14市1町に立地するその他の工場・事業場に対しては、昭和61年4月1日から千葉県炭化水素対策指導要綱（以下「要綱」という。）により炭化水素の削減指導を行ってきました。

4 「揮発性有機化合物」と「光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成」との因果関係

揮発性有機化合物は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の二次生成粒子の原因物質の一つとされています。

(1) 光化学オキシダント

大気中の揮発性有機化合物と窒素酸化物の混合系が、太陽光（特に紫外線）照射による反応を通じて生成されます。

(2) 浮遊粒子状物質

発生源から排出された時点で粒子となっている一次粒子と、排出される時点ではガス状ですが、大気中における光化学反応等により粒子化する二次粒子に分類されます。

一次粒子には、工場・事業場から排出されるばいじん、粉じん、自動車等から排出される粒子状物質など人為的起源のもののほか、自然起源のものとして、土壌の巻き上げ粒子や海塩粒子などが含まれます。

二次粒子は、工場、事業場、自動車から排出される揮発性有機化合物、硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因と考えられます。特に揮発性有機化合物に着目すると、大気中の揮発性有機化合物は、オゾン等と化学反応を起こし、揮発性の低い有機化合物を生成し、それらが自ら又は大気中にある既存の微小粒子に凝縮して粒子を形成します。

5 「光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質」と『県民の健康』・『生活環境』に及ぼす影響」との因果関係

(1) 光化学オキシダント

環境庁(当時)大気保全局長から各都道府県知事あて通知「光化学スモッグの発生防止等に関する暫定措置について 昭和47年6月1日付け環大企92号」によると、「オキシダントの健康への影響については、急性影響としては、眼の刺激(眼のチカチカ感、流涙等)症状や鼻、咽喉および呼吸気道の粘膜刺激(のどの痛み、いがらっぽい感じ、息苦しさ等)症状が主体であり、ぜん息患者に対しては発作の誘発がみられる。」とされています。

(2) 浮遊粒子状物質

環境事務次官から各都道府県知事・政令市長あて通知「浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定について(昭和47年2月14日付け環大企27号)」によると、次のように記載されています。

この環境基準は、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものについて適用される。これは、次の2つの理由によるものです。

① 粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は、沈降速度が小さいため大気中に比較的長期間滞留すること

② 粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子は、そのほとんどが気道又は肺胞に沈着し、人の健康上有害な影響を与えること

また、環境省編環境白書(平成16年版)によると、「浮遊粒子状物質は微少なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼす。」とされています。

Ⅱ 定義

- ① 「揮発性有機化合物」
⇒ 大気汚染防止法第2条第4項に規定する揮発性有機化合物
- ② 「揮発性有機化合物取扱施設」
⇒ 工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を取り扱うもののうち、別表に定める規模に該当するもの
- ③ 「揮発性有機化合物取扱事業者」
⇒ 揮発性有機化合物取扱施設を使用して事業を行う者

【趣旨】

本条例で使用する重要な用語である「揮発性有機化合物」、「揮発性有機化合物取扱施設」及び「揮発性有機化合物取扱事業者」を定義しました。

(1) 揮発性有機化合物

揮発性有機化合物は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の二次生成粒子の原因物質の一つとされています。

本条例の手段が、大気汚染防止法第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制の取組の促進であることから、同法の定義に合わせることにしました。

大気汚染防止法（抜粋）

第1章 総則

(定義等)

第2条

- 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいう。

大気汚染防止法施行令（抜粋）

第2条の2 法第2条第4項の政令で定める物質は次に掲げる物質とする。

- 1 メタン
- 2 クロロジフルオロメタン(別名 HCFC-22)
- 3 2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン(別名 HCFC-124)
- 4 1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名 HCFC-141b)
- 5 1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン(別名 HCFC-142b)
- 6 3, 3-ジクロロ-1, 1, 1, 2, 2-ペンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225ca)
- 7 1, 3-ジクロロ-1, 1, 2, 2, 3-ペンタフルオロプロパン(別名 HCFC-225cb)
- 8 1, 1, 1, 2, 3, 4, 4, 5, 5, 5-デカフルオロペンタン(別名 HFC-43-10mee)

(2) 揮発性有機化合物取扱施設

原則として、要綱の炭化水素排出防止対策実施対象施設の規模要件を対象としました。それは、次の理由によるものです。

- ① 要綱が昭和61年の施行以来20年以上経過し、揮発性有機化合物排出事業者の間に広く定着していると考えられること。
- ② 要綱による排出抑制効果を維持するため、条例に「揮発性有機化合物排出抑制指針(現在の要綱の削減対策の継続等)」の策定条項を盛り込み、行政指導の根拠とすることとしており、行政指導の継続性から対象施設はできる限り、現要綱の対象施設と同一にすることが望ましいこと。

【別表】

項	施設の種類	規模要件
一	屋外タンク貯蔵所	高揮発性有機化合物 ^{※1} の貯蔵容量が、500kℓ以上の屋外に設置される貯蔵タンク(密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)
二	出荷施設	高揮発性有機化合物 ^{※1} を出荷する施設であって、管により当該施設に接続された高揮発性有機化合物の貯蔵タンクの貯蔵容量の合計が、500kℓ以上のもの
三	塗装施設	一の工場又は事業場に設置されるこの表の第三項から第七項までの各施設の有する能力を最大限活用(最高度に使用)した場合の揮発性有機化合物の使用量の合計が、1年当たり6トン以上となるもの
四	印刷施設	
五	接着施設	
六	工業製品洗浄施設	
七	動植物油脂製造施設	
八	クリーニング施設	一の工場又は事業場に設置される左欄の施設の有する能力を最大限活用(最高度に使用)した場合の揮発性有機化合物の使用量の合計が、1年当たり6トン以上となるもの
九	有機化学製品製造施設	一の工場に設置されるポリエチレン等を製造する施設の生産能力 ^{※2} の合計が1年当たり5,000トン以上となるもの又は塗料等を製造する施設の生産能力の合計が1年当たり1,000トン以上となるもの

※1 高揮発性有機化合物:ガソリン, 原油, ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロボスカルを超える揮発性有機化合物

※2 生産能力:生産施設を通常の状態において最高度(100%稼働)に使用した場合の生産量

【備考】

- 1 この表に掲げる出荷施設とは、移動タンク貯蔵所又はタンク貨車に、高揮発性有機化合物を充填し、又は出荷する施設をいう。
- 2 この表に掲げる塗装施設とは、塗装又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「塗装」とは、物体の表面に塗料を用いて保護的、装飾的又は特殊性能を持った塗膜を作る作業のことをいう。
- 3 この表に掲げる印刷施設とは、印刷又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「印刷」とは、原稿をもとに印刷版を作り、印刷機を用いて、インキを被印刷物に転移させる行為をいう。
- 4 この表に掲げる接着施設とは、接着又はこれに付随する乾燥若しくは焼付けの用に供する施設をいう。また、「接着」とは、同種又は異種の固体の面と面を貼り合わせて一体化した状態にすることをいう。
- 5 この表に掲げる工業製品洗浄施設とは、揮発性有機化合物を洗浄剤として用いて、機械器具や金属板等を脱脂・洗浄する施設をいい、これに付随する乾燥の用に供する施設を含むものをいう。
- 6 この表に掲げる動植物油脂製造施設とは、揮発性有機化合物による抽出により大豆油、菜種油その他の動植物油を製造する施設をいう。
- 7 この表に掲げるクリーニング施設とは、揮発性有機化合物をドライクリーニング溶剤として使用するクリーニング施設をいい、これに付随する乾燥の用に供する施設を含むものをいう。
- 8 この表の屋外タンク貯蔵所の項規模要件の欄に掲げる貯蔵容量とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第5条の規定により算出した容量とする。
- 9 この表の出荷施設の項規模要件の欄に掲げる貯蔵容量の合計とは、出荷施設を有する工場又は事業場に設置されたすべての屋外タンク貯蔵所（固定屋根式屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所を含む。）の貯蔵容量の合計をいう。
- 10 この表の三から八の項規模要件の欄に掲げる揮発性有機化合物の使用量は、揮発性有機化合物を含む、インキ、塗料、希釈剤、湿し水、洗浄溶剤、クリーニング液、撥水加工用溶剤、接着剤及び抽出溶媒について、揮発性有機化合物の含有量を合計した量をいう。
- 11 この表の有機化学製品製造施設の項規模要件の欄に掲げるポリエチレン等を製造する施設とは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、ポリブタジエン、ABS樹脂、エポキシ樹脂、クリアレン樹脂、マレッカ樹脂、けい素樹脂その他の合成樹脂並びに酢酸ビニル、酸化エチレン誘導体、フェノールその他の石油化学系基礎製品及びその誘導品を製造する施設をいう。

12 この表の有機化学製品製造施設の項規模要件の欄に掲げる塗料等を製造する施設とは、塗料、石けん、合成洗剤その他の同様の性質を有する製品を製造する施設をいう。

Ⅲ 責務等

① 「事業者」の責務

⇒ 揮発性有機化合物を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）は、揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出及び飛散の抑制のための取組を自主的に行うよう努めるものとする。

② 「県」の責務

⇒ 事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を支援するよう努めるものとする。

⇒ 自ら率先して、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を行うよう努めるものとする。

③ 「県民」の努力

⇒ 日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するよう努める。

⇒ 製品の購入に当たって揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努める。

【趣旨】

1 本条例の「揮発性有機化合物取扱事業者」のみならず、およそ事業者一般に対し、大気汚染防止法による規制とは別に、「揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を自主的に行う」ことを求めたものです。

2 事業者が揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を自主的に行うことを促進するため、県は、適切な情報提供、予算の範囲内での融資等の支援策を講じることとしました。

また、県は、低揮発性有機化合物製品を優先的に購入・調達するよう努めるとこととしました。

3 本条例は、「揮発性有機化合物取扱事業者」の取組に重点を置いたものであります。しかし、一人一人の県民の取組による抑制効果は大きいとの認識から、大気汚染防止法第17条の14に規定された「国民の努力」と同様の内容を、確認的に県民にも求めることとしました。

大気汚染防止法（抜粋）

第2章の2 揮発性有機化合物の排出の規制等 （国民の努力）

第17条の14 何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たって揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならない。

IV 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する指針

- ① 知事は、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する指針を定めなければならない。
- ② ①の指針においては、次の事項を定めるものとする。
 - ・ 自主的取組に関する基本的な事項
 - ・ 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量の削減に関する目標
 - ・ 自主的取組の方法
 - ・ その他必要な事項
- ③ 知事は、①の指針を定め、又は変更するに当たっては、事業者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- ④ 知事は、①の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ⑤ 事業者は、①の指針に基づき、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組を自主的に行うよう努めるものとする。
- ⑥ 知事は、①の指針に基づき、適宜適切に、事業者を指導するものとする。

【趣旨】

- 1 本県では、これまで、要綱により炭化水素発生施設の行政指導を行ってきました。改正大気汚染防止法施行後においても、一定の行政指導を継続する必要があるため、要綱の基準を基本とし、自主的取組計画作成時の配慮事項及び事業者が取り組むべき対策の事例等を内容とした「指針」を策定し、行政指導の根拠とすることとしました。また、透明性を確保する観点から、策定した指針は公表することとしました。
- 2 一部の業界団体では、積極的に自主行動計画を定めています。事業者の自主性を尊重する意味では、こうした取組を「指針」に反映させた方がよいと考えられます。よって、知事が「指針」を策定するに当たり事業者の意見を聴くことにより、その意見や情報を踏まえた「指針」を策定することとしました。

V 自主的取組計画・実績の報告義務等

- ① 揮発性有機化合物取扱事業者は、工場又は事業場ごとに、毎年1回知事が定める時期に、規則で定めるところにより、当該年度の揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的な取組に関する計画（以下「自主的取組計画」という。）を作成し、知事に報告しなければならない。
- ② 揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者は、工場又は事業場ごとに、規則で定めるところにより、自主的取組計画を作成し、知事に報告することができる。
- ③ 揮発性有機化合物取扱事業者及び揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者であって自主的取組計画を知事に報告した事業者（以下「その他報告事業者」という。）は、工場又は事業場ごとに、毎年1回知事が定める時期に、規則で定めるところにより、前年度の揮発性有機化合物の使用量並びに排出量及び飛散量並びにその（排出量及び飛散量の）削減率の実績（以下「排出量等の実績」）を知事に報告しなければならない。
- ④ 揮発性有機化合物取扱事業者及びその他報告事業者は、自主的取組計画を変更したときは、遅滞なく、知事に報告しなければならない。
- ⑤ 揮発性有機化合物取扱事業者及びその他報告事業者は、①又は②（④の変更を含む。）の自主的取組計画及び③の排出量等の実績に係る報告及びその根拠となる事項を記録し、これらの報告をした日から3年間、保存しなければならない。

【趣旨】

- 1 「自主的取組計画の作成・報告義務」及び「使用量、排出量及び飛散量並びに削減率の実績の報告義務」を創設し、「公表」による情報提供手法と組み合わせることにより、大気汚染防止法による規制とあいまって、「揮発性有機化合物取扱事業者」の本県の実情に合った「自主的取組」の促進を図ることとしました。
- 2 「自主的取組計画及び排出量等の実績の記録・保存義務」を課すことにより、自主的取組計画及び排出量等の実績に係る報告事項の虚偽報告の抑制を図ることとしました。
- 3 揮発性有機化合物取扱事業者以外の事業者は、自主的取組計画を作成し、知事に報告することは任意ですが、報告内容の信頼性の確保の観点から、揮発性化合物取扱事業者と同様に自主的取組計画及び排出量等の実績に係る報告及びその根拠となる記録の保存を義務付けることとしました。

VI 自主的取組計画・実績の公表

知事は、揮発性有機化合物取扱事業者又はその他報告事業者から自主的取組計画（V④の変更の場合を含む。）の報告があったとき、及びV③の排出量等の実績の報告があったときは、当該事項を公表しなければならない。

【趣旨】

- 1 本条は、揮発性有機化合物取扱事業者に対し、大気汚染防止法の規制以上の揮発性有機化合物の削減措置を義務付けるものではありませんが、自主的取組計画とその実績の報告を義務付け、これを知事が公表することにより、揮発性有機化合物取扱事業者の自主的な取組を誘導し、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ろうとするものです。
- 2 揮発性有機化合物取扱事業者には該当しないものの、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的な取組を行う事業者が想定されます。このような取組も誘導できれば揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制が一層図られると考えられます。そこで、このような取組も、事業者から報告があれば、知事は公表しなければならないこととしました。

VII 報告徴収

知事は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物取扱事業者その他の事業者に対し、揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関し必要な事項の報告を求めることができる。

【趣旨】

本条は、虚偽報告の発見等の本条例の施行に必要な限度において、知事が報告を求めることができることとしました。

Ⅷ 適用除外

千葉市及び船橋市の区域については、適用しない。

【趣旨】

本制度が、大気汚染防止法第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制の取組に関して、当該取組を促進するためのものであり、自主的取組と対をなす排出規制制度が県内一律の枠組みとなっていることを考慮し、県内全域を対象とすることとしました。

しかしながら、千葉市及び船橋市の区域については、要綱の対象地域から除外され、それぞれ「千葉市炭化水素対策指導要綱」及び「船橋市炭化水素対策指導要綱」により炭化水素排出抑制指導が行われていること、また、地方分権推進の観点から、本条例の適用除外とすることとしました。

Ⅸ 罰則

次に掲げる者は、過料に処する。

- ・ V①③④の報告義務違反者、虚偽報告者
- ・ V②の虚偽報告者
- ・ VIIの報告拒否者、虚偽報告者

【趣旨】

本条例の違反行為は、罰則（過料）をもって実効性を確保することとしました。

【参考】

罰則の適用となる場合

- V① 自主的取組計画の知事への報告を行わない場合、又は虚偽の報告を行った場合
- V③ 排出量等の実績の知事への報告を行わない場合、又は虚偽の報告を行った場合
- V④ 自主的取組計画の変更について知事への報告を行わない場合、又は虚偽の報告を行った場合
- V② その他報告事業者が虚偽の報告を行った場合
- VII 知事の揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組に関する報告の求めに対して報告を行わない場合、又は虚偽の報告を行った場合